

名古屋女子大学動物実験規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

第 1 条 (目 的)

この指針は、名古屋女子大学、名古屋女子大学大学院及び名古屋女子大学短期大学部（以下「本学」という。）において動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事柄を示し、科学的かつ動物福祉の観点から適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

第 2 条 (学長の責務)

学長は、本学における動物実験の実施に関する最終的な責任を有し、動物実験の適正な実施のために必要な措置を講じなければならない。

第 3 条 (定 義)

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実験動物 動物実験の利用に供するため、施設で飼育又は保管している哺乳動物等をいう。
- (2) 動物実験 教育・研究の利用に供するため、実験動物に何らかの拘束又は処置を施すことをいう。
- (3) 施設 実験動物の飼育若しくは保管を行う施設をいう。
- (4) 実験者 動物実験を立案し、これを実施する者をいう。
- (5) 管理者 実験動物及び施設を管理する者をいう。

第 4 条 (適用範囲)

この規程は、本学において行なわれるすべての動物実験に適用する。

第 5 条 (実験計画の立案)

- 1 実験者は、動物実験の範囲を教育・研究の目的に必要な最少限度にとどめるため、適正な供試動物の選択、実験方法の検討を行うとともに、実験計画の立案に当たっては、実験動物の専門家の意見を求めたり、必要に応じて名古屋女子大学動物実験委員会の助言等を求め、有効、適切な実験が行えるよう努めなければならない。
- 2 実験者は、供試動物の選択に当たって、実験目的に適した動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する供試動物の数、遺伝的および微生物学的特性、飼育条件に充分留意しなければならない。

第 6 条 (動物の検収及び検疫)

実験者は、動物の発注条件、異常、死亡の有無等を確認し、動物の状態、輸送方法、輸送時間等を記録し、必要に応じて適切な実験動物の検疫を実施しなければならない。

第 7 条 (実験動物の飼育及び管理)

- 1 実験者および管理者は、適切な施設、整備の維持管理に努め、適切な給餌、給水等の飼育及び管理を行わなければならない。
- 2 実験者および管理者は、実験中の動物についてはもちろんのこと、施設への導入時から実験終了時にいたるすべての期間にわたって、動物の状態を子細に観察し、適切な処置を施さなければならない。

第 8 条 (実験操作)

実験者は、麻酔等の手段を用いて、動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。このため、必要な場合には、管理者、実験動物の専門家又は名古屋女子大学動物実験委員会の判断を求めるものとする。

第 9 条 (実験終了後の処置)

実験者は、実験を終了した動物の処理については「実験動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和 55 年 3 月 27 日総理府告示第 6 号）に定められているところにより行わなければならない。

第 10 条 (緊急時の措置)

実験者および管理者は、地震、火災その他の災害のため動物が逃亡し、危害を加えたり又はそのおそれのある場合においては、直ちに応急の措置を講じなければならない。

第 11 条（動物実験委員会の設置）

- 1 この規程の適切な運用を図り、実験の立案、実施等に関して指導、助言を行うため、名古屋女子大学動物実験委員会を置く。
- 2 名古屋女子大学動物実験委員会に関する事項は、別に定める。

第 12 条（改廃）

この規程の改正及び廃止については常務理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 名古屋女子大学動物実験指針は廃止する。
- 2 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。